

会社法制に関する研究会の主な検討事項について（続）

第1 新株予約権に関する規律の見直しについて

主にスタートアップ企業において柔軟に従業員に対するストックオプションを発行できるようにすべきといった指摘があるが、このような指摘についてどのように考えるべきか。新株予約権の規律の見直しについて、どのような方向で検討をすべきか。

第2 株主総会に関する規律の見直しについて

株主総会の更なるデジタル化を検討するに当たって、いわゆる会議体としての株主総会¹の意義に遡った検討が必要になると考えられるが、そのような観点からそのほかにも株主総会に関する規律の見直しとして検討すべき事項としてどのようなものが考えられるか。

第3 その他

令和5年3月総会から上場会社において電子提供制度の下での株主総会が本格的に開始されるが、その点も含め将来的な会社法制の在り方を検討していく上で、本年の株主総会の実務運用等について、着目すべき点としてどのようなものが考えられるか。

また、そのほかにも検討すべき事項としてどのようなものが考えられるか。

¹ 経済産業省の「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」（令和2年7月22日）などにおいても、株主総会の二つの側面として、「意思決定機関としての株主総会」と「会議体としての株主総会」という整理が挙げられている。